附則第五十四条第二項中「、平成二十四年度分及び平成二十五年度分の自動車税に限り」及び「同項各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から平成二十六年三月三十一日までの間に」を削り、「いう。）を」の下に「前項各号に掲げる期間に」を、「かかわらず、」の下に「それぞれ当該各号に定める年度分の」を加え、同条第三項中「同項に」を「第一項各号に掲げる期間に取得された同条第三項に」に、「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」を「当該各号に定める年度分」に改める。

附則第五十五条の見出し中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同条第四項中「第十五条の九」を「第十五条の十」に、「この項、第六項及び第七項並びに」を「この条及び」に改め、同条第七項に次の二号を加える。

五　平成二十六年度課税土地等　第一項の規定により公示された区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二十六年度に係る賦課期日において所在する家屋のうち、次に掲げるものをいう。

イ　平成二十五年度課税土地等であつたもの

ロ　平成二十五年度課税土地等以外の土地及び家屋のうち、市町村長が、平成二十六年度に係る賦課期日における当該土地又は家屋の使用状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における社会資本の復旧の